

\\ 令和7年度 //

全国各地の魅力的な 文化財活用推進事業

伴走支援(コーチング)ガイド

令和7年6月9日

Contents

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業の目的	P2
基本的な確認事項 事業特性について	P3
コーチング(伴走支援)について	P4
コーチング(伴走支援)の役割	P5
伴走支援のスケジュールイメージ	P6-7
事業全体(今後5年間)のスケジュールイメージ	P8
コーチングプロセス(STEP1-9)	P9-15
事業推進に向けての注意事項	P16
文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)交付要綱	P17-19
全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項	P20-24
関係法令等	P25-32
連絡先	P33

本補助金は国費によって支出されますので補助事業に関係する方は本書を熟読の上実施するようにしてください。
特に文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)交付要綱、
全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項、関係法令等は必ず確認してください。

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業の目的

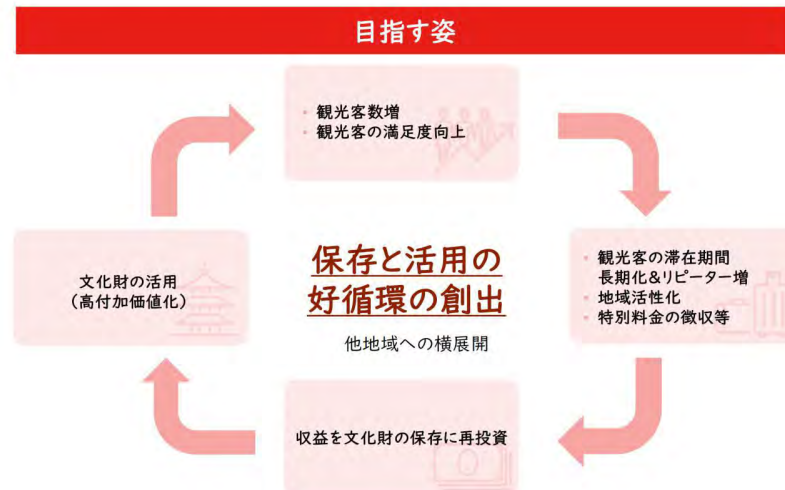
全国各地の魅力的な文化財活用推進事業とは

本事業は、我が国が誇る国指定等文化財（世界文化遺産、日本遺産を含む。）を活用した魅力的な体験等の造成・販売等を支援し、当該文化財の高付加価値化を図る事業です。

具体的には、インバウンドの高付加価値旅行者をはじめとする国内外の知的好奇心旺盛な旅行者が、その文化財の成り立ち（なぜその場所でその文化や自然が生まれたのか等）やそれを守ってきた人々の取組等を理解しながら、より深く楽しむことができるような体験等の造成・販売等を支援します。これにより、当該文化財を高付加価値化し、文化財の保存と活用の好循環を図ることを目的としています。

また、本事業では、事業の成功・継続のために、専門家による事業内容、事業実施体制等へのコーチング（改善指導）を取り入れ、専門家との伴走により事業を進めていただきます。交付申請書の提出にあたり、実際の事業の内容を応募時点から変更いただくことがあり、応募内容のとおり事業を行っていただくとは限りません。

事業によって得られた知見等については、他地域へ広く横展開を行い、全国各地において魅力的な文化財の活用を推進していきます。



基本的な確認事項 | 事業特性について

> 本事業の位置づけ

本事業の補助金は国費によって支出されるものであり、当該事業に要する経費を国が負担するものです。事業の進捗状況等の報告、並びに事業実施計画書、報告書など書類の提出が必要となります。

> 文化資源への還元

本事業の成果が文化資源等の保存・継承、発展等に還元され、その価値を守り、高めていく事業であることが求められます。

> コーティング支援によるノウハウ・知見の蓄積

専門家によるコーチング等(詳細後述)を受けながら、コンテンツ造成する経験を通じて、専門的なノウハウや知見を人材・組織に蓄積しようとする意思が求められます。

> 次年度以降を見据えた自走による継続的な事業造成

次年度以降も、本事業により獲得したノウハウや知見を活用して、新たな高付加価値なコンテンツの造成を自律的・継続的に造成していく意思が求められます。

> 事業内容の最適化

事業名および事業内容等(申請内容)は、事業者の同意の上で、必要に応じてコーチング等により、改善を図ります。申請内容のまま実証を行っていただくとは限りません。

※事業内容によって、文化財保護法その他の関係法令の許認可等や関係機関との調整が必要な場合がありますので、十分留意して事業を進めてください。

【著作権の取扱いについて】

- ① 補助金により作成した成果物(プログラムやツール類、報告書等)の著作権は補助事業者に帰属しますが、上述のとおり国費で作成したものであることを踏まえた取扱いをお願いします。
- ② 提出された成果物における画像等について、本事業の広報や募集等に関するウェブサイトに掲載する場合や、文部科学省及び文化庁が開催する会議等で本事業の紹介の資料として使用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

コーチング(伴走支援)について

コーチングとは、コンテンツの造成、プロモーションなど、各分野のプロフェッショナルが、事業体制・計画・実施等について、事業の「質」を高め、コーチング委託事業終了後も継続していくための指導・サポートを行うことです。コーチは採択された各事業の内容や地域の状況、課題に応じて事務局が配置し、**事業の自走による継続・拡大を目指して、事業体制、計画、制作、実施などについて改善指導を行います。**

《想定されるコーチングの例》 ※事業によってはPMのみが伴走する場合があります



> 事業の構造・計画の精査

「事業の中でどこに重点を置くべきか」といった事業構造自体の見直しと、事業計画の調整を行い、継続性の高い企画とすべく精査。



> チームビルディングのサポート

地域での自走を前提としたチームビルディングに係るサポートを行う。



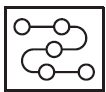
> コンテンツ造成のサポート

事業の中心となるコンテンツの造成(文化資源等の活用)に関して、演出や運営、チケットセールスをサポート。



> 運営に関するプロジェクトマネジメント

地域での自走を前提とした事業運営に係る体制づくり、スケジュール管理、コスト配分といったプロジェクトマネジメントのサポートを実施。



> プロモーションの計画・実施のサポート

告知から集客まで、効率的かつ効果的にプロモーションできる媒体・手法の選定や、各事業者が継続的に運営できることを視野に入れた企画立案をサポート。



> プロモーションツール(告知物)の制作のサポート

ターゲットに響くデザインに対するアドバイスや、クリエイティブ(タイトル・デザイン・統一性・メッセージ力)の重要性、訴求内容の徹底、デジタル告知物の活用方法等の基本的な理解促進をサポート。

Project Manager (PM) ※コーチング進行管理

- コーチングと事業の進捗管理を行います。
- 定期的なミーティングや、視察等のコーチとのスケジュール調整など、各事業者様との窓口・相談役としてPMが伴走支援いたしますので、お気軽に日々ご相談ください。

コーチング(伴走支援)の役割

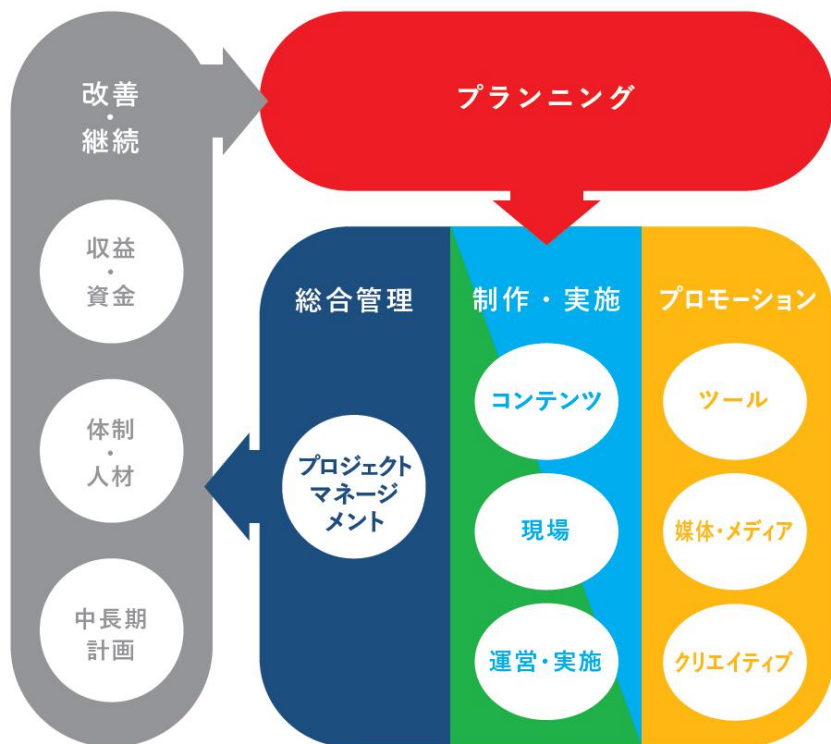
事業のサイクル

事業を行う際には、「コンテンツを造成して終わり」ではなく、プロモーション施策のノウハウを蓄積し、マネタイズや人材の発掘・連携を行うことで、事業継続に向けたPDCAサイクルを回すことが重要となります。

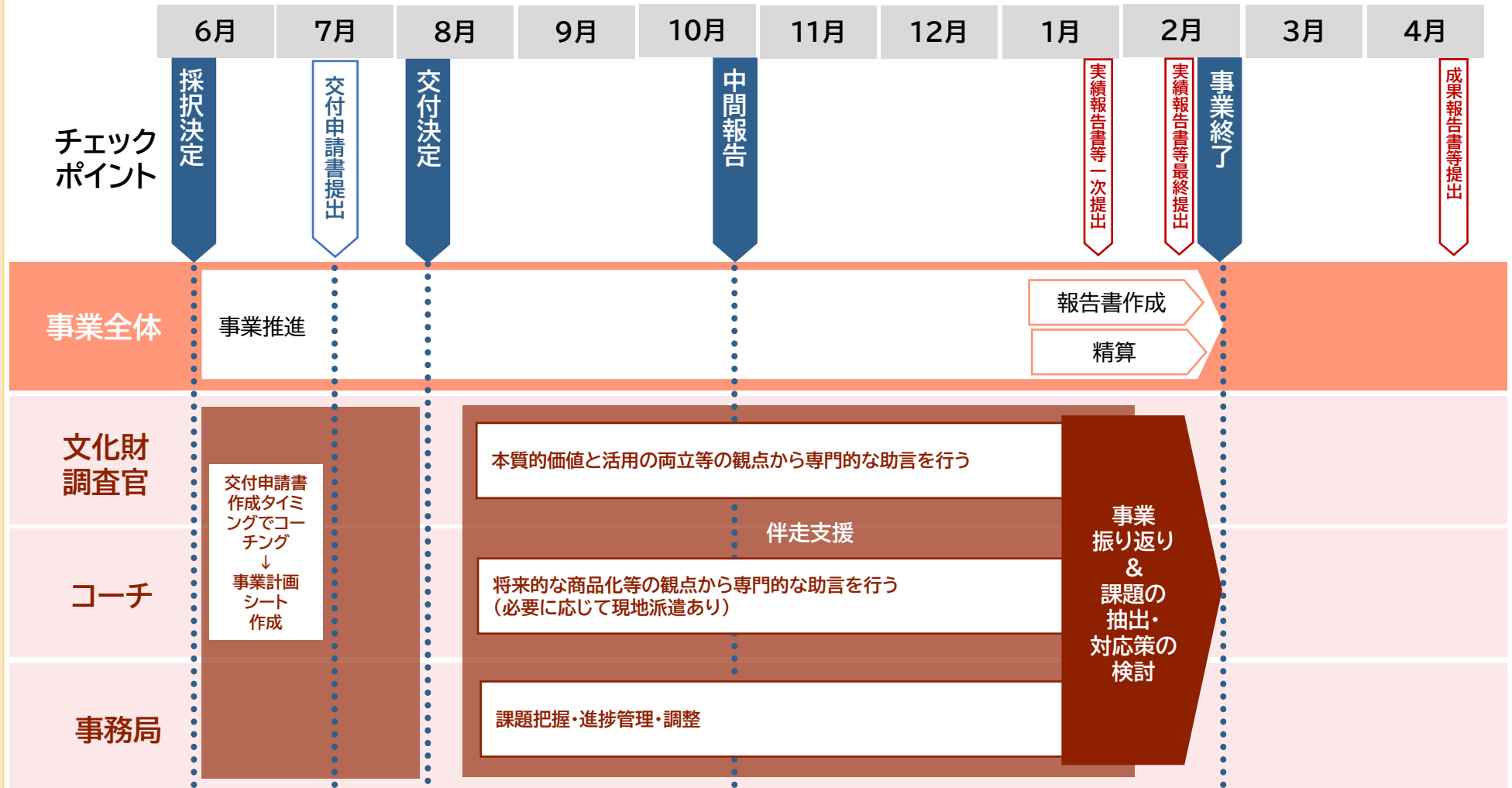


コーチングにおける業務改善サポート

各過程において業務改善することが、コーチの果たす役割です。各事業の内容や課題に応じて、どの過程にコーチを配置するか事務局が決定します。例えば、企画に対し、その土地ならではの価値が生かしているか、またマネタイズが適切かといった視点でアドバイスすることで、コンテンツ自体を高付加価値化し、磨き上げていきます。



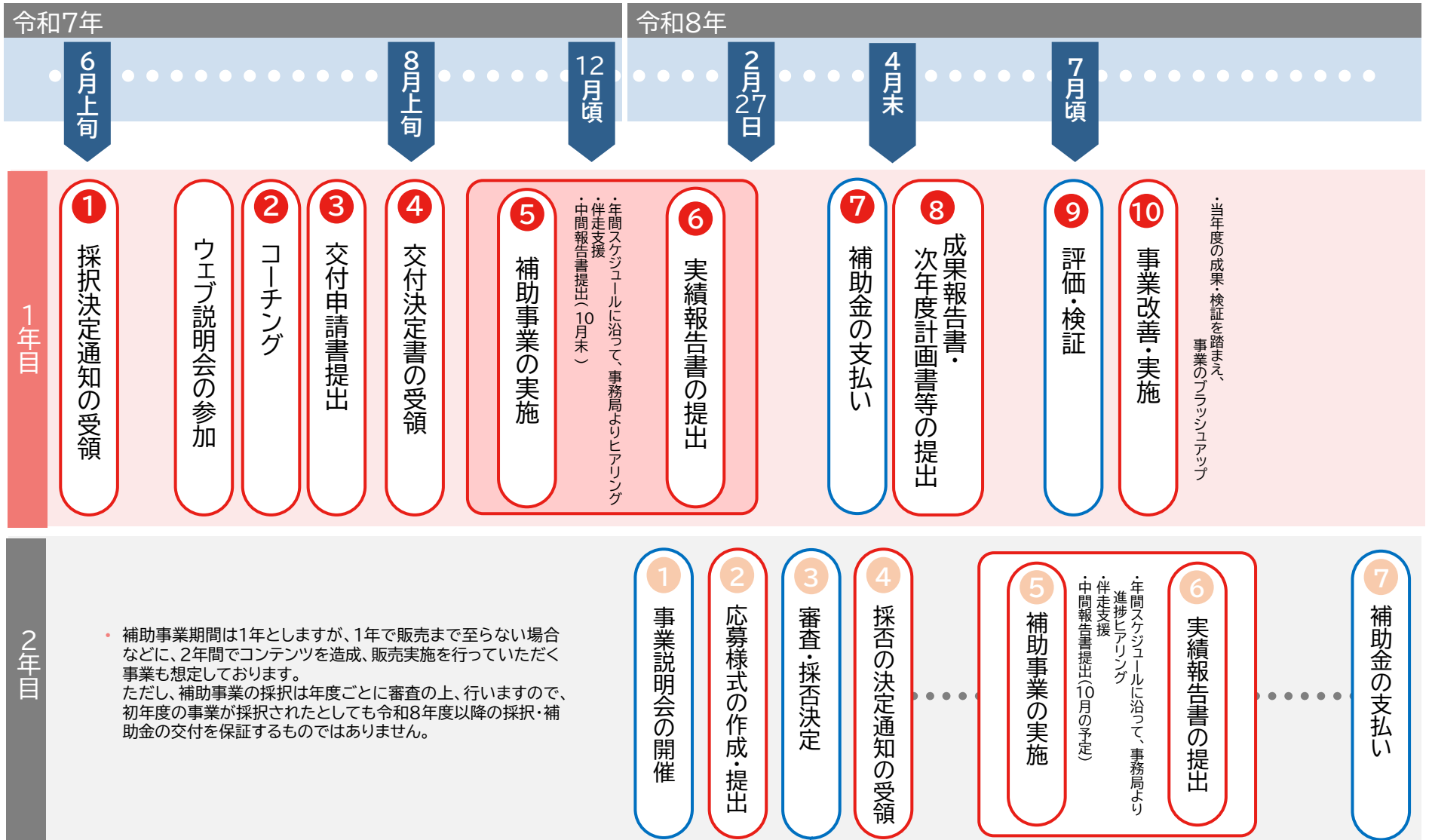
伴走支援のスケジュールイメージ



伴走支援のスケジュールイメージ

補助事業者

文化庁・事務局



事業全体(今後5年間)のスケジュールイメージ

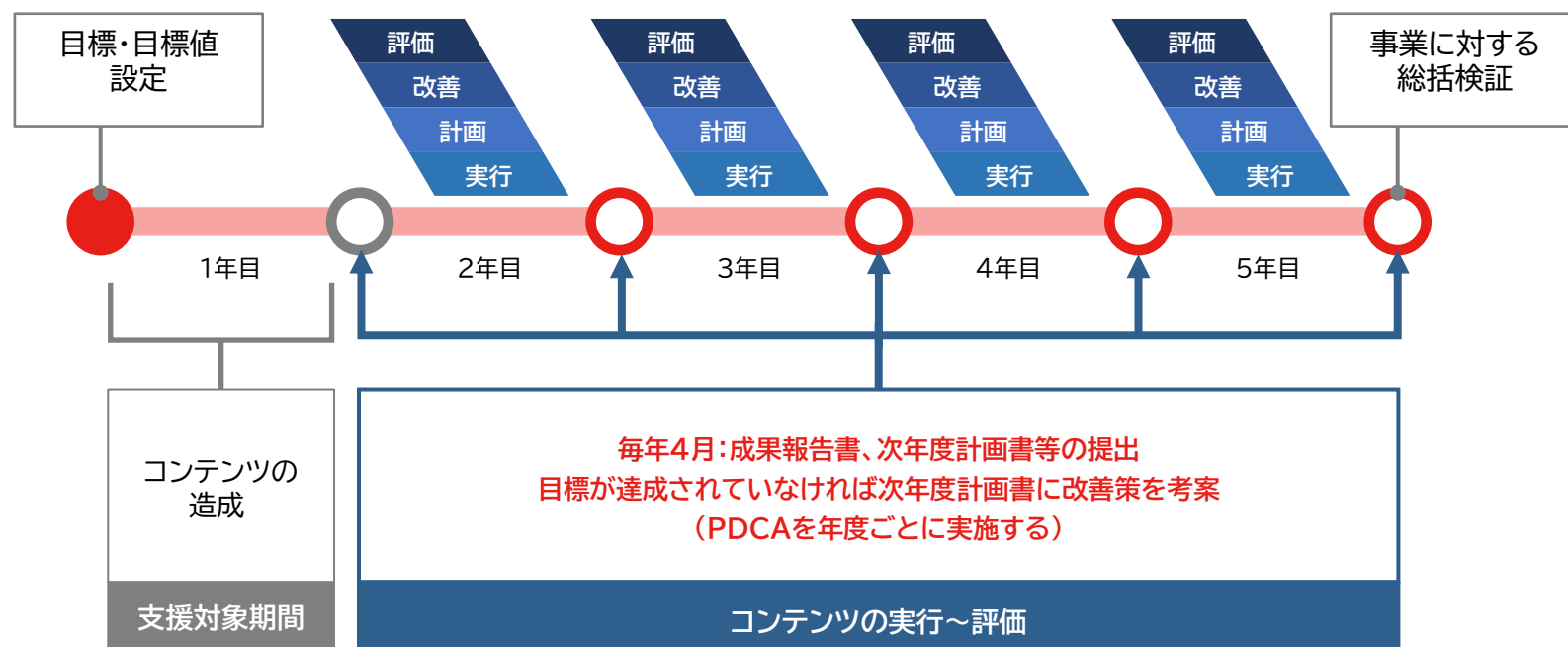
補助事業実施期間終了後も、**4年間は事業の取組状況と評価を報告**することとされています。
 毎年翌4月までに「成果報告書」「次年度計画書」等の提出を求められます。

※補助事業者にも別途連絡いたします。

提出いただいた成果報告書は、必要に応じて改善に必要な対応策等の助言を行います。

目標未達の場合には、原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出するとともに、改善策を実行することとします。

成果検証サイクル:2年目以降4年間文化庁によるモニタリングが行われます



コーチングプロセス

各専門分野の有識者や事務局などから、必要に応じて、事業内容等に対するコーチング(改善指導等)を実施します。

《コーチングの流れ》 ※具体的な実施時期は、別途コーチング事務局からご連絡します。

交付申請書承認までは原則として、交付決定日前での補助対象経費に係る業務や支払いは行うことができません。
 ※スケジュールが間に合わない、事業推進に向けて人員が必要な場合等、交付決定日前で契約や支払が必要になった場合は、理由書作成の上、事務局へご連絡をお願いします。

		想定時期	提出書類	
事前	STEP1	事業者ヒアリングミーティング(事業内容・課題等) 事業者側・コーチが感じている課題やコーチング希望のヒアリングミーティングを行う	6月上旬～ 7月上旬	
	STEP2	ミーティング内容を踏まえて改善点・課題を抽出し、交付申請書(初稿)を作成 ヒアリング内容を踏まえて事業内容を精査・再検討して取り組む事項を定め、 事業者側にて、その内容を踏まえて交付申請書を作成	6月上旬～	交付申請書(初稿)
	STEP3	事前現地視察及びミーティング 事業実施前にコーチングチームによる現地視察を実施	6月中旬～ 下旬	視察日程表 (事前に調整・確認済のもの)
	STEP4	交付申請書完成(7月18日までに提出)	7月18日提出 ※事業内容により、視察前に 申請書完成の場合もあり	交付申請書(確定版)
	STEP5	事業推進期間 適宜(1～2週間に1回程度)コーチングミーティングを開催、事業の進捗確認、 具体的なコーチング指導を行う。	8月上旬～1月末 本番実施費は、 実施1か月前までに 確定	10月末に 中間報告書、収支予算書提出
本番	STEP6	イベント、モニターツアーなど本番実施日(コーチングチーム立ち会い) コーチングチームは本番も立ち会い、コンテンツ造成の結果を視察	—	—
事後	STEP7	事業実施後、振り返りミーティング 事業終了後も自走へ向けての課題を含めて振り返りを行う	実施1週間後以内	
	STEP8	報告書作成期間 コーチングチームが報告書を適宜確認、修正指導	～実施後30日以内	・実績報告書 ・精算書類
	STEP9	目標設定およびチームビルディング 令和8年度以降に向けての目標設定とチームビルディングのサポートを行う	—	—

コーチングプロセス STEP1/STEP2

STEP1：事業者ヒアリングミーティング

■目的

事業者の感じる課題や、コーチングの希望ポイントをヒアリングするとともに、ヒアリングを通じて課題を顕在化し、共有。コーチング事務局と事業者双方の認識をそろえる。

■アジェンダ

- ・コーチングを取り入れた事業であることの説明
コーチング内容によっては、事業内容及び予算用途に変更がある旨、事務局より説明。
- ・事業者側から、あらかじめ関連する資料を共有。
- ・事業者側からの事業概要とコーチングを希望するポイントの説明
事業概要については、あらかじめ参加者が申請書類、ヒアリング審査内容を把握しているという前提で、事業者から要点のみを抜粋して説明し、コーチングを希望するポイントについても、実証事業に応募した動機や、自らが課題に感じている点を踏まえて説明を行う。

STEP2：ミーティングを経て改善点・課題を抽出し、交付申請書(初稿)を作成

■目的

ヒアリングミーティングの内容を踏まえ、インバウンドの旺盛な知的好奇心を満たす高付加価値なコンテンツ造成および活用から保存への再投資を図るための課題を再考・明確化する。

コーチングプロセス STEP3

STEP3：事前現地視察及びミーティング

■目的

事業が本格的に開始される前に、申請書類等の書面やオンラインミーティングではわからない地域の魅力や課題を把握するため、コーチングチームによる現地視察を行う。

■開催時期

事業者、コーチングチーム等の予定が合うタイミング(6月中旬～下旬想定)で開催する。事業内容に時季が限られた体験内容が含まれる場合等は適切なタイミングで視察を行う。

■参加者

【文化庁サイド】

- ・文化庁担当者
- ・コーチ/文化資源のポテンシャルや課題の把握・見極め
- ・PM/視察行程の事前調整、議事録の作成等

【事業者サイド】

- ・関連する全事業者

■視察におけるチェックポイント

- ①情報発信の体制
- ②販売手法
- ③推進体制
- ④地元との関係及び協業体制
- ⑤事業者内の関係性
- ⑥活用予定以外の地域の魅力や文化資源および人材
- ⑦次年度以降の再現性
- ⑧対象文化財が所属する自治体の文化財部局、観光部局(観光協会、DMO含む)との連携状況

コーチングプロセス STEP3/STEP4

■視察における留意点

- ・コーチングチームは事業者が作成した工程表(視察ポイントの整理及びその地を訪れる意図等)を事前に確認を行う。また現地の宿泊施設の手配、交通経路の事前確認を行い、地方部は鉄道やバスの便が極端に少なく、アクセスが悪いケースが多々あるため、二次交通の確認を事前に行う。
- ・事業で活用予定の候補は可能な限りすべて視察する。ただし、限られた時間での視察であるため、視察地が多岐にわたる場合には、事前にリストアップし見るべき場所に優先順位をつける。
- ・宿泊、食事、アクティビティなどは、コンテンツ造成で活用するものを可能な限り体験する。
- ・視察地を回り終えた後に改めてミーティングの時間を設け、視察のラインアップ、課題の共有、今後のコーチングについてをコーチングチームと話し合う。

STEP4 :交付申請書完成

■交付申請書の完成まで留意点

- ・キックオフミーティングから、コーチングミーティング・視察を経て、交付申請書の完成を目指して制作する。
7月18日までの提出のために、コーチ・PMとの確認を複数回行う。

コーチングプロセス STEP5

STEP5 :事業推進期間:コーチングミーティング(適宜)

■目的

事業の進捗及び予算用途の確認を、オンラインミーティング等を活用し定期的に行うことで、事業内容の把握と適切なコーチングを行う。

■開催時期

事業内容、事業者側の様子、課題等に合わせて、原則として毎週から隔週のペースで定例会を開催する。

■参加者

【省庁サイド】

- ・省庁担当者
- ・コーチ/事業進捗に対するアドバイス
- ・PM/進捗確認、議事録の作成、To Doの整理

【事業者サイド】

- ・関連する全事業者

■コーチングミーティングの流れ

- ①事業者からの事業進捗説明
- ②コーチ及び担当者からのコメント・アドバイス
- ③次回に向けたToDoの整理

■コーチングミーティングの留意事項

- ・前回のミーティングからの進捗、現在取り組んでいること、今後取り組む予定のほか、その時点での課題や問題点などを明確にする。
- ・コーチングチームは前回までのミーティングの内容、進捗を把握し、ToDoとなっていた項目に関しては抜け漏れのないように確認していく。
- ・コーチと密にコミュニケーションをとることで、コーチの指導の意図を理解し、事業内容の修正や代替案の検討を行う。

コーチングプロセス STEP6/STEP7

STEP6 :本番実施日(モニターツアーを含む)

■目的

一般販売、イベント、展示会などの実施当日を視察することで、良い点及び改善すべき点を明らかにし、コンテンツのさらなる磨き上げや事業継続に向けて取り組むべきことなどを明らかにする。

■参加者

【省庁サイド】

- ・省庁担当者
- ・コーチ/事業進捗に対するアドバイス
- ・PM/進捗確認、議事録の作成、To Doの整理

【事業者サイド】

- ・関連する全事業者

■視察における留意事項

- ・コーチングチームが視察する際にチェックするポイントは、主に下準備のチェックと実施後の振り返りである。円滑に当日を迎えられるよう事業実施日までサポートを行う。価格に見合ったクオリティか、オペレーション面に不安はないかなど、コンテンツの全体感からディテールまで、細かくチェックを行う。

STEP7 : 事業実施後、振り返りミーティング

■振り返りミーティングにあたっての留意事項

- ・事業終了後は、原則的に現地でミーティングを開催し、記憶の新しいうちに振り返りミーティングを行うことで、次の課題抽出やネクストステップの整理を行う。

コーチングプロセス STEP8/STEP9

STEP8 : 報告書作成期間: コーチングミーティング(適宜)

■ 目的

振り返りミーティングやアンケートの内容を踏まえながら、実績報告書の作成を行う。

■ 報告書作成ミーティングにおける留意事項

- ・ 造成・販売したコンテンツの参加者に対して可能な限りアンケートを実施し、良い点及び改善すべき点等の意見を集め、実証事業としての報告書作成に努める。
- ・ 報告書に記載が必要な情報が全て記載されているか、内容に不備はないかを確認
- ・ 収支精算書に計上された経費が適切に使用されたことがわかる内容になっているかを確認

【アンケート内容例】

- ・ ツアー体験後の全体の満足度及び意見
- ・ コンテンツごとの体験後の満足度及び意見
- ・ 価格の妥当性

STEP9 : 令和8年度以降に向けての目標設定及びチームビルディング

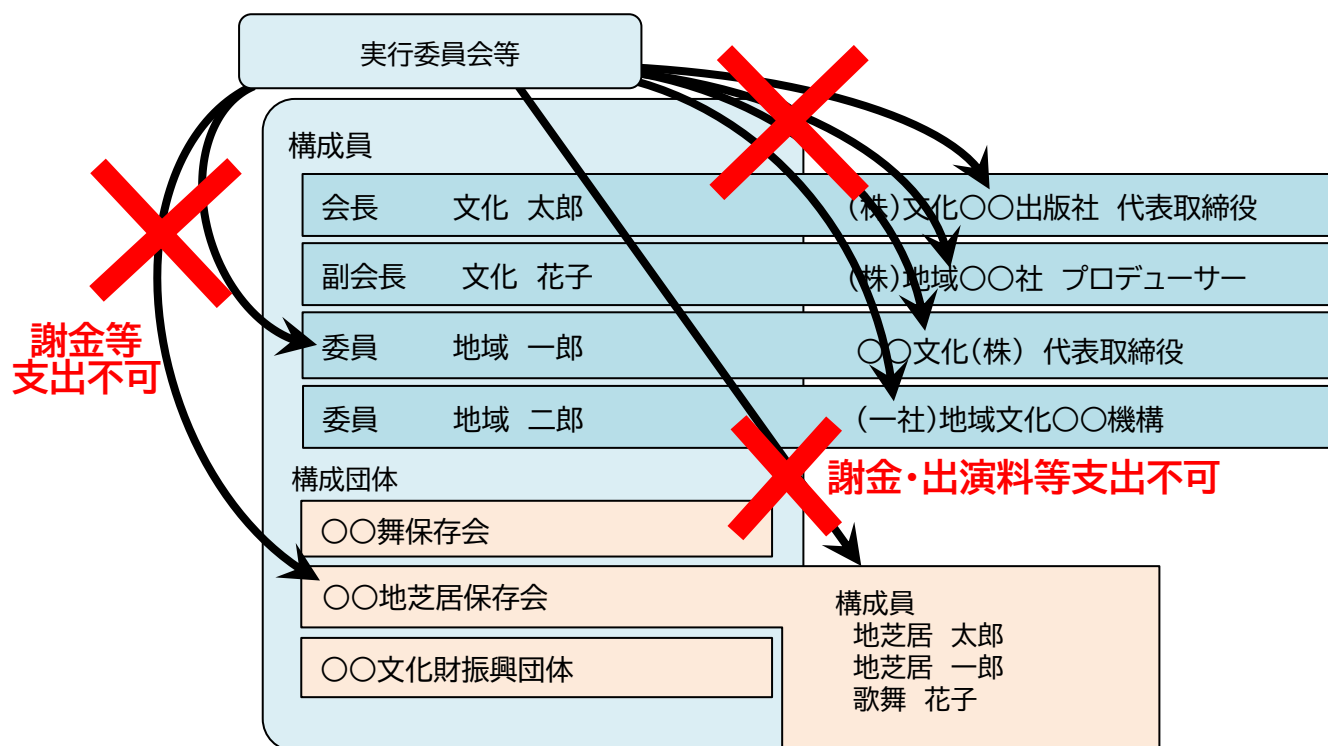
事業実施で明らかになった課題を解決するための取組や、実証事業終了後も、地域事業者で事業を継続・自走できるよう、令和8年度以降の事業計画書やチームビルディングをサポートする。

具体的には、資金調達方法や、造成したコンテンツ・ウェブサイト・SNSアカウント等の運営体制、令和8年度以降に事業を更に拡充させるための取組等をヒアリングし助言を行うことで、「今年度のみ開催」「1回限りのコンテンツ」にならないよう、計画の可視化を促していく。

事業推進に向けての注意事項

【解説】内部支出の禁止

実行委員会等の構成員及び構成団体又はその構成員に対する諸謝金の支払い、業務の発注(種別問わず)は全て内部支出に当たり、対象となりません。また、構成員の所属団体(所属団体の構成員も含む)への支出も対象となりません。



文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)交付要綱

平成31年4月1日
 文化庁長官決定
 令和3年4月1日
 令和6年7月11日
 改 正

(通則)

第1条 文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。))並びに補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成14年文部科学省告示第53号。))に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環の創出をすることを目的とする。

(交付の対象となる事業の種類、経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。))は、次のとおりとする。

補助事業の種類 全国各地の魅力的な文化財活用推進事業

補助事業者 所有者、管理団体、地方公共団体、民間事業者またはこれらによって構成される協議会等

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、文化庁長官(以下「長官」という。))が定める補助要項によるものとする。

(申請の手続)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(これに添付すべき書類を含む。様式第1)を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。))に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2)を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

(1)補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第3)を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

(2)長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)交付要綱

- (3)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。
- (4)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5)補助事業の遂行の状況に関する報告書を別に指示する日までに、長官に提出しなければならないこと。
- (6)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7)前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付すること。
- (8)補助事業の遂行により生ずる収入金(補助金を概算払いした場合の預金利息等)は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。
- (9)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (10)補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (補助事業者が地方公共団体以外の場合)
- (11)補助事業を行うために締結する契約等については、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならないこと。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定(第9条による変更交付決定を含む。以下、第11条第1項及び第12条において同じ。)の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面(様式第4)を長官に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合は、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村(特別区を含む。)の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し、計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行つた交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書(様式第5)を補助事業者に送付するものとする。

(実績報告書)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、長官に実績報告書(これに添付すべき書類を含む。様式第6)により当該補助事業の成果を報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第11条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第7)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)交付要綱

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助金の交付の受けようとする者が消費税法上の課税事業者である補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第8)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第4項の規定を準用する。

(状況報告及び調査)

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書(様式9)を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

附 則(令和6年7月11日)

この要綱は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

※各種提出書類の様式は、文化庁「令和7年度全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」ウェブサイトに掲出いたしますのでご確認ください。

【URL】 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/zenkoku_katsuyo/94166701.html

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項



平成31年4月1日
文化庁長官決定
令和2年4月1日
令和3年4月1日
令和6年7月11日
令和7年4月1日
改 正

1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金(全国各地の魅力的な文化財活用推進事業)交付要綱(平成31年4月1日文化庁長官決定)に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる全国各地の魅力的な文化財の活用の推進に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、所有者、管理者、地方公共団体、民間事業者またはこれらによって構成される協議会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次の全てを満たす事業とする。

(1)国指定等文化財(世界文化遺産、日本遺産を含む。)を核として当該文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業とし、明細は別紙1のとおりとする。

(2)核となる文化財は、次の①から③までに該当するものとして、観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村に存するものとする。

①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村

②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村

③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村

(3)外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入れ込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。

(4)Wi-Fi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、国指定等文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出するための取組にかかる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

(1)文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(2)補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア)地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下:10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ)民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上:10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1)団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額実績がない場合は当該年度の収入見込額

2)個人の場合＝前年分の収入額

(3)協議会等に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人(登録DMO)が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(4)当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

(5)文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は(3)を適用しない。

6. その他

事業期間及び事業終了後4年間は、毎年度、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度(見込みを含む)を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出するとともに、当該改善策を実行することとする。

7. 附則(令和6年7月11日)

この要項は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項

(別紙1)

区 分	内 容
(1)調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットについての調査 ・歴史資料等の調査、観光戦略の策定 ・事例調査 等
(2)コンテンツ造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、協議会等の開催 ・コンテンツの企画・造成 ・実施、演出プランの策定 ・運営プランの検討、運営マニュアルの作成 ・コンテンツの商品化検討 等
(3) 備品の制作・購入、設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの実施に必要な衣装、調度品、備品の制作・購入 ・コンテンツの実施に必要なAR等のコンテンツ制作・機材購入 ・コンテンツの実施に必要な設備の導入 解説ツールの制作、多言語対応 等
(4) 実施のための準備	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの実施に関する実証 ・モニターツアーの実施 等
(5) コンテンツの実施、販売	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの実施・検証 ・対外的な情報発信に必要な素材等の作成 ・宣伝プロモーション活動 等

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項

(別紙2)

称名	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
全国各地の魅力的な文化財活用推進事業	国指定等文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業の実施・検証に必要な経費	事業費	賃金	非常勤事務員賃金 資料整理賃金 作業員賃金 会場整理等賃金	臨時に雇用する場合のみ // // //
			共済費	傷害保険料 社会保険料	ボランティア保険など 本事業のために雇用された賃金職員の 事業主負担分のみ
			報償費	会議出席謝金 講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	補助事業者 (構成員等を含む)は対象外
			旅費	普通旅費 費用弁償	
			使用料及び借料	会場借料 〇〇借料 〇〇損料	
			役務費	通信運搬費 広告宣伝費 〇〇保険料 振込手数料等 写真焼付料 手数料 雑役務費	輸送保険料、火災保険料等
			委託費	コンテンツ制作委託費 〇〇委託費	機械器具、展示品等
			請負費	請負費	

全国各地の魅力的な文化財活用推進事業国庫補助要項

(別紙2)

称名	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
全国各地の魅力的な文化財活用推進事業	国指定等文化財を高付加価値化し、活用から保存への再投資を図ることによって持続可能な保存・活用の好循環を創出する事業の実施・検証に必要な経費	事業費	備品購入費 原材料費 需用費 設備導入費	備品購入費 〇〇費 消耗品費 印刷製本費 通信費 郵送料 会議費 設備導入費	単価が10万円未満(税込)のものに限る 報告書印刷費 設備購入費、工事費、取り付け費等

関係法令等

本補助事業に係る以下の法令等を記載していますので、応募に当たっては、事前に必ず熟読してください。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(抄)
- 文化芸術基本法(抄)
- 芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について
(平成22年9月16日文化庁長官決定)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
 - 二 負担金(国際条約に基く分担金を除く。)
 - 三 利子補給金
 - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
 - 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
 - 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
 - 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
 - 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
 - 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

関係法令等

第二章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をしなければならない。

2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき

修正を加えてその交付の決定をするに当たっては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用法に関する事項

三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。

五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであってはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

関係法令等

- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となった事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

関係法令等

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

- 第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
 - 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

- 第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定 又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
 - 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

- 第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

- 第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。
- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五章 雑則

(理由の提示)

- 第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

- 第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

関係法令等

- 2 前項の職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

- 第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基く港務局を含む。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。
- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
 - 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

- 第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。
- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
 - 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

- 第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。
- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

関係法令等

(事業完了後においても従うべき条件)

第四条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 略

(事情変更による決定の取消ができる場合)

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)とする。

(決定の取消に伴う補助金等の交付)

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

(補助事業等の遂行の一時停止)

第七条 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

(国の会計年度終了の場合における実績報告)

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長(略)に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4～5 略

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

関係法令等

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知った日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなった都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

○文化芸術基本法(平成13年法律第148号)(抄)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これらに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

関係法令等

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について(平成22年9月16日文化庁長官決定)

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について(平成22年9月16日文化庁長官決定)

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1)虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用:応募制限期間4～5年
- (2)調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合:応募制限期間2～3年
- (3)文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

連絡先

「全国各地の魅力的な文化財活用推進事業」事務局（対応時間:10 時～18 時 ※土日祝日を除く）

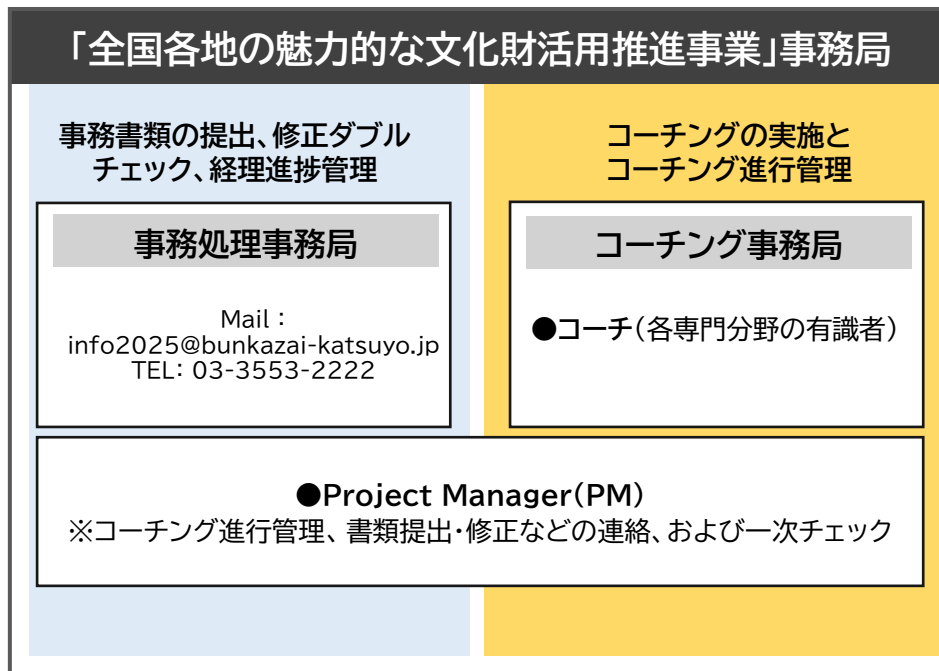
TEL:03-3553-2222

メール:info2025@bunkazai-katsuyo.jp

※本事業は、株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズに応募受付等業務を委託しております。

※事業が開始され、PM(プロジェクトマネージャー)の決定後については、事業に関する細かな連絡や、書類の確認などについての連絡はPMへお願いいたします。

事業推進事務局体制図



事務局の体制について

- 事務処理とコーチングは別メンバーで実施しているとご理解ください。（一部のメンバーは兼任しています。）そのため、メールでご連絡の際は、ご用件に応じて、それぞれの担当者を明記してください。（例：コーチング事務局担当者宛、等）

各事業毎にコーチ・担当者決まり次第、連絡先をお知らせします。
 コーチは付かない形で事業進行する場合もございます。